

資料2-32 粉じんに係る指定施設の種別内訳（令和5年3月31日現在）

規則別表番号	施設種類	施設数	割合（%）
2	ベルトコンベア・バケットコンベア	1,711	39.5
15	サンドブラスト等	878	20.3
14	バッチャープラント等	521	12.0
1	堆積場	276	6.4
17	吹付け塗装機	193	4.5
3	鉱物破砕機等	184	4.2
16	チッパー等	165	3.8
7	原料精選施設、粉砕施設	113	2.6
—	その他	289	6.7
合計		4,330	100.0

規則別表とは、三重県生活環境の保全に関する条例施行規則別表第3の事です。